

令和7年度向日市留守家庭児童会夏季入会申請について

夏

向日市教育委員会では、令和7年度の学校夏季休業期間中の留守家庭児童会入会申請を次のとおり受付します。入会ご希望の方は下記の要領をよくお読みいただき、申請してください。

1 夏季入会対象児童（入会資格）

市内に在住する**1年生から4年生まで**の児童のうち、次の各号のいずれかに該当する児童

1	保護者等が学校夏季休業期間中に就労等により、児童の保育が困難な場合 保護者等とは同居や同一世帯の18歳以上65歳未満の方全員を指します。 休憩時間を除いた実労働時間が月80時間以上かつ月平均15日以上の就労等が必要です。
2	保護者の病気（入院・通院）、家族の看護・介護などのため児童の保育が困難な場合
3	母親が出産前後であるため、児童の保育が困難な場合 産前産後8週間（計4か月程度）の期間 育児休業中は、児童会を利用できません。

※同居者全員が就労等により保育できない日のみ利用できますので、就労等をされていない日はご家庭での保育をお願いします。

※上記入会資格に該当する場合であっても、留守家庭児童会育成事業運営要綱に基づき対象外となる場合があります。

2 夏季入会期間

令和7年7月22日（火）～令和7年8月25日（月）の**平日午前8時30分から午後3時まで**
※土曜日と休会日は含みません。

【休会日】日曜日、祝日、国民の休日、8月14日・15日・16日
気象警報等による臨時休会日

※延長利用はできません。必ず午後3時までのお迎え、または自分帰りをお願いします。

※入会申請と同時に早朝利用を申請した方のみ、午前8時から通会できます。ただし、協力金以外に利用料として1回100円を夏季入会期間終了後（9月中）に納付していただきます。

3 夏季入会申請受付

場 所		日 程	時 間
窓 口	向日市役所 別館1階 生涯学習課 ※東向日別館ではございません。	令和7年6月2日（月）～6日（金）	午前8時30分～午後5時
		令和7年6月4日（水）のみ	午前8時30分～午後7時
オンライン 【ぴったりサービス】		令和7年6月2日（月）～6日（金）	6月6日（金）午後5時まで に受付（送信）完了

※上記期間以外は、夏季入会の受付はできません。（郵送不可）

※書類に不備・不足のある場合、及び協力金が未納の方は受付できません。

7月・8月の1ヶ月ごとの入会を希望される場合は、7月からの入会は6月13日（金）まで、8月からの入会は7月15日（火）までに生涯学習課で申請してください。その場合のご利用時間、協力金等は夏季入会と異なりますのでホームページ等をご確認ください。

4 入会審査結果通知

審査後、入会か否かの結果を6月下旬に申請者あてに送付します。

5 夏季入会説明会 **日時：7月5日（土）午前11時から**（予定） **場所：各児童会**

入会決定された方は入会説明会に出席のうえ、説明を受けられたことで児童の入会が可能となります。説明会に参加できない方は、必ず児童会へ連絡を入れてください。

6 費用

留守家庭児童会では以下のとおり費用が必要です。

（1）保護者協力金：令和6年度の市町村民税額に応じて負担していただきます。

階層	算定の基礎	夏季期間 (7/22~8/25)の 協力金(1人当たり)
A	生活保護・準要保護(就学援助費)世帯 市民税非課税世帯・市町村民税が均等割のみの課税世帯	0円
B	市民税の所得割額が 7,000円未満の世帯	3,700円
C	市民税の所得割額が 7,000円以上 55,000円未満の世帯	5,800円
D	市民税の所得割額が 55,000円以上 129,000円未満の世帯	7,900円
E	市民税の所得割額が 129,000円以上 177,000円未満の世帯	9,300円
F	市民税の所得割額が 177,000円以上の世帯	10,000円

※第2子目は上記金額から1,000円減額、第3子以降は全額免除となります。

※協力金の算定は、向日市児童会運営要綱（別表）に基づき通常の入会と同様に行います。

※協力金は納付書で納付していただきます。（7月31日（木）納期限）

※早朝利用した場合、協力金以外に1日あたり1人100円を負担いただきますが、A階層、及び第3子以降は早朝利用料金は0円となります。

（2）スポーツ安全保険料（入会児童1人につき800円）

入会決定と同時にスポーツ安全保険の加入手続きを行います。決定通知送付後に入会を辞退した場合でも保険料は返金できない場合がありますので、ご了承ください。

※（1）、（2）以外にお茶代200円が必要です。おやつは提供はありません。

7 その他

- ・児童会では、状況に応じて学校施設を活用した育成を行いますので、ご了承ください。なお、学校施設利用の際に、**上履き**が必要となる場合があります。
- ・オンライン申請の場合は画面に沿って入力後、保育が必要となることの証明書類など必要書類（次頁「8 提出書類について」参照）を添付の上申請してください。申請内容についてこちらから連絡することがありますので、**必ずメールアドレス・携帯電話番号を入力してください。**



【ぴったりサービス QR コード】

- ・夏季入会の退会については、**8月25日(月)で自動的に退会となります**ので、手続きの必要はありません。
- ・入会を辞退する場合は必ず取下届けが必要です。ご連絡ください。

8 提出書類について 申請書等は向日市のホームページからダウンロードできます。
 ホーム ▶子育て・教育 ▶学校教育 ▶留守家庭児童会 ▶令和7年度留守家庭児童会【夏季】入会申請

(1) 入会申請書【必須】：申請書1枚につき児童3名まで記入できます。

※準要保護(就学援助費)の適用及び申請中の世帯は、申請時に必ず記入してください。記入がない場合は、保護者協力金が発生する場合があります。

(2) 入会に関する同意書【必須】：熟読いただき、保護者代表者が署名してください。

(3) 保育が必要となることの証明書類【1人につき①~④のいずれか必須】

① **就労証明書**

- ・入会する児童と同居している18歳以上65歳未満(別世帯も含む)については必要です。
- ・休憩時間を除いた実労働時間の確認ができるように記載されたもの。就労先の営業日等の事情で80時間、15日に満たない月がある場合は、その理由を備考欄に記載してもらってください。
- ・自営業の方は、**事業内容のわかる書類(税務署への開業届(写)、最新の確定申告書(控・写)等)**を必ず添付してください。
- ・就労先が複数ある場合は、就労先全ての就労証明書を提出してください。
- ・証明日が3か月以内であれば、向日市立保育所の入所用就労証明書(写)もご利用いただけます。
- ・申請日以降の就労見込み時間数で提出された方は、後日、就労実績の提出が必要です。

② **在学証明書・時間割** ※入会希望児童の兄弟姉妹の就学は、証明書等の提出は必要ありません。

- ・入会する年度の在学証明書と時間割が必要です。
- ・月80時間以上かつ月平均15日以上の授業等が確認できる必要があります。
- ・夏休み等で授業がない日は原則利用できません。論文作成、実習など授業以外で就学時間がある場合は在学中の学校が作成した申立書(就学時間について記載されたもの)を提出してください。

③ **医療機関作成の診断書**

- ・診断書が病院の任意様式の場合は、**児童の保育が困難である等の診断と、保育できない期間(=治療期間ではありません)の記載が必要です。**

④ **母子手帳(写)**

- ・母親の氏名、出産予定日が記載されているページ(写)を提出してください。

※該当の方は提出してください

(4) 令和6年度課税(非課税)証明書

令和6年1月1日に向日市に住民票のない方は提出してください。

令和6年1月2日以降に向日市に転入された方、向日市に転入予定の方は、令和6年1月1日に住民票があった市町村で交付を受けたものを提出してください。

(5) 転入予定届

現在は他市町村にお住まいで、入会期間まで(入会期間中)に向日市に転入予定の方は提出してください。

9 各留守家庭児童会

名 称	所 在 地	TEL・FAX
向日市第1留守家庭児童会	向陽小学校内	934-2101
向日市第2留守家庭児童会	第2向陽小学校内	934-2102
向日市第3留守家庭児童会	第3向陽小学校内	934-2103
向日市第4留守家庭児童会	第4向陽小学校内	934-2104
向日市第5留守家庭児童会	第5向陽小学校内	934-2105
向日市第6留守家庭児童会	第6向陽小学校内	934-4511

お問合せ先

〒617-8665 向日市寺戸町中野20番地（市役所別館1階）
※東向日別館ではございません。
 向日市教育委員会生涯学習課 TEL 075-874-2987